

## 飯綱町第6波対応事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症第6波の到来により、町内事業者の経済活動に大きな影響が出ていることを踏まえ、事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、飯綱町第6波対応事業者支援給付金(以下「給付金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることのできる事業者は、町内に事業所を有する法人又は個人事業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 主たる業種が次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 飲食業(食品衛生法に規定される「飲食店営業」を行う者)

イ 宿泊業(旅館業法に規定する許可を受けて事業を営む者)

ウ 道路旅客運送業(道路運送法に規定される一般旅客自動車運送事業のうちタクシー事業を行う者)

エ 飲食料品製造業(酒類、肉加工品、乳製品、パン、菓子等の製造を行う者)

オ 飲食料品小売業(酒類、農畜産物、水産物、食料・飲料等の小売りをを行う者)

カ その他小売業(他に分類されない小売業のうち燃料、花・植木の小売りをを行う者)

(2) 申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業を継続すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症第6波の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる事業者であること。

ア 令和4年1月から3月のいずれかの月(以下「対象月」という。)の売上が、平成31年から令和3年のいずれかの同じ月(以下「基準月」という。)の売上と比較して2割以上減少していること。

イ 対象月の売上が、過去3年(平成31年から令和3年)いずれかの年間平均月額売上と比較して2割以上減少していること。

(4) 長野県が進める「新型コロナ対策推進宣言」を実施していること。

(5) 町税等の滞納がないこと(分納誓約書により納付を履行している者を除く)。

(交付金額等)

第3条 給付金の金額は、200,000円とする。ただし、給付金の交付は1事業者につき1回限りとし、同一事業者が複数の事業所を有する場合には、所有する事業所のうちから1つを申請するものとする。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯綱町第6波対応事業者支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「交付申請書兼請求書」という。)を作成し、添付書類を添えて令和4年9月30日までに、町長に申請しなければならない。

2 申請に必要な添付書類は別表に掲げるとおりとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第5条 町長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、飯綱町第6波対応事業者支援給付金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付を決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第6条 申請者は、虚偽の申請その他不正な手段により、給付金の交付を受けたことが明らかになった場合は、給付金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月10日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

添付書類

交付申請書兼請求書添付書類
(1) 営業許可証等の写し（許可等が必要な業種に限る）
(2) 対象月の月間売上が分かる書類（売上台帳など） ただし、当該書類を提出できない相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類も可能とする。
(3) 基準月が含まれる事業年度の確定申告書（法人事業概況説明書など月別の売上額が分かるもの）等の写し
(4) 事業所に掲示した「新型コロナ対策推進宣言の店」ポスター等の写真
(5) その他、町長が必要と認める書類